

## 行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		健全な財政運営				
具体的な項目		歳入の確保				
実施計画項目		保育料				
担当課		保育課	関係課			
No. VI-2-(3)		令和3	4	5	6	7
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は 数値目標	現年度分 収納率 99.4%	現年度分 収納率 99.4%	現年度分 収納率 99.5%	現年度分 収納率 99.5%	現年度分 収納率 99.5%
進捗 状況	実績	S	A			
	効果又は 数値実績	現年分 収納率 100.0%	現年分 収納率 99.8%			
現状と課題						
<p>督促状、電話催告、保育所（園）等と連携した納付指導や、児童手当の特別徴収等により、高い収納率を維持している。</p> <p>※令和3年度実績 保育料収納率 100.0%（令和4年5月末時点）</p> <p>※令和4年度実績 保育料収納率 99.8%（令和5年3月末時点）</p> <p>未納者の多くは、保育料のほか市県民税、固定資産税等についても未納状況にあり、納税課と連携が必要である。また、未納世帯は、ひとり親世帯、外国人等の低所得世帯が多く、きめ細かい納付指導の実施が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【令和4年度】</p>						
課題解決に向けた方策						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・きめ細かい納付指導の実施（督促及び催告通知）</li> <li>・保育所（園）等と連携した納付指導</li> <li>・児童手当の特別徴収及び申出徴収（保育料を差し引き後に児童手当支給）の実施</li> <li>・口座振替の奨励</li> </ul> <p style="text-align: right;">【令和4年度】</p>						
具体的な取組内容						
<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きめ細かい納付指導の実施（督促及び催告通知）</li> <li>・保育所（園）等と連携した納付指導の実施</li> <li>・勤務先への電話催告の実施</li> <li>・児童手当の特別徴収及び申出徴収（保育料を差し引き後に児童手当支給）の実施</li> <li>・保育料決定通知に口座振替依頼書を同封しての口座振替の推進</li> </ul>						
実績考察（理由、改善すべき点等）						
<p>【令和4年度】</p> <p>滞納が、発生しないように毎月注意を払って納付指導を実施したことや、勤務先への電話催告、児童手当からの徴収等を実施したことにより、令和5年3月末で収納率を99.8%とすることができた。</p> <p>なお、4月分保育料～2月分保育料の収納率は100%であり、出納閉鎖期間中には、3月分保育料も含めて、令和4年度の収納率は、100%を達成予定である。</p>						
考察を踏まえての今後の取組方針						
<p>【令和5年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に作成した保育料徴収マニュアルに基づき、きめ細かい納付指導や滞納処分を実施することにより、保育料収納率100%を維持する。</li> <li>・保育所（園）等と連携した納付指導を実施する。</li> <li>・納付指導強化月間（4月、11月）を設け、納付指導を実施する。</li> <li>・計画的な納付が維持できない場合、児童手当からの徴収や、給与等の差押を実施する。</li> </ul>						